

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

資料番号	30	担当課	薬務衛生課		
法令名	クリーニング業法	根拠条項	5の2	許認可等の内容	クリーニング所の使用前検査
<p>○クリーニング業法 (昭和25年法律第207号) (クリーニング所の使用) 第五条の二 営業者は、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第三条第二項又は第三項の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない。</p> <p><第三条の規定> (営業者の衛生措置等) 第三条 営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせるてはならない。 2 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少くとも一台備えなければならない。ただし、脱水機の効用を有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。 3 営業者は、前項に規定する措置のほか、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 クリーニング所及び業務用の車両 (営業者がその業務のために使用する車両 (軽車両を除く。)) をいう。以下同じ。) 並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと。 二 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと。 三 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること。 四 洗場については、床が、不浸透性材料 (コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。) で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること。 五 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によつてなされる場合においては、消毒しなくてもよい。</p> <p>○クリーニング業法施行規則 (昭和25年厚生省令第35号) (消毒を要する洗たく物) 第一条 クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。) 第三条第三項第五号に規定する厚生労働省令で定める洗たく物は、次に掲げる洗たく物で営業者に引き渡される前に消毒されていないものとする。 一 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの 二 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの 三 おむつ、パンツその他これらに類するもの 四 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの 五 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの</p> <p>六 その他都道府県が条例で定める必要な措置 ○クリーニング業法施行条例 (平成14年愛媛県条例第55号) (クリーニング所において講ずべき措置) 第2条 法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は次のとおりとする。</p>					

- (1) クリーニング所は、住居その他の施設と区別し、他の用途と併用しないこと。
- (2) 仕上場には、天井を張ること。
- (3) 洗場及び仕上場の床面積は、それぞれ9.9平方メートル以上及び6.6平方メートル以上とすること。
- (4) 洗場及び仕上場は、採光、照明及び換気を十分にすること。
- (5) 洗場の内壁は、床面から1メートル以上の高さまでコンクリート、板等の耐水材料を用いること。
- (6) 仕上場の床面は、コンクリート、板等の耐水材料を用い、清掃しやすい構造にすること。
- (7) 洗濯物の受取及び引渡しをする施設は、適当な広さを有すること。
- (8) 取扱量に応じた容器、戸棚等の設備を設けること。
- (9) 適当な消毒設備を設けること。
- (10) 収集し、及び配達する容器を各別に備えること。
- (11) 洗濯に使用する溶剤、洗剤及びその他の薬剤を格納する設備を設けること。
- (12) 作業する場合には、清潔な衣服を着用すること。
- (13) 霧吹き作業は、噴霧器を使用すること。
- (14) 石油系溶剤で処理した場合には、乾燥を十分に行うこと。
- (15) 毎月1回以上消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除を行うこと。
- (16) テトラクロロエチレンを洗濯に使用するクリーニング所の営業者にあつては、次に掲げる措置
 - ア 洗場及びテトラクロロエチレンを格納する場所（以下「格納場」という。）の床面は、不浸透性材料（コンクリート、タイル等テトラクロロエチレンが浸透しないものをいう。）とし、そのひび割れ等によりテトラクロロエチレンが地下へ浸透するおそれがある場合には、床面をテトラクロロエチレンによる化学的変化により破損するおそれがない合成樹脂で被覆する等浸透防止処理を行うこと。
 - イ テトラクロロエチレンが洗場又は格納場の周囲へ漏出するおそれがある場合には、防液堤、溝、ため升等を設置して、その漏出を防止すること。
 - ウ 貯蔵用のタンク等テトラクロロエチレンを貯蔵する容器（以下「容器」という。）は、密閉することができ、かつ、テトラクロロエチレンによる化学的変化により破損するおそれがない金属製又は合成樹脂製のものとし、地上に設置すること。
 - エ 格納場を屋外とする場合には、屋根を設けること。ただし、屋根を設けることが困難な場合には、容器を被覆し、直射日光及び雨水を防止すること。
 - オ 格納場を屋内とする場合には、換気できる冷暗所とすること。
 - カ テトラクロロエチレンが業務用の機械から洗場へ漏出するおそれがある場合は、業務用の機械の下にステンレス鋼等の受皿を設置すること。
 - キ テトラクロロエチレンを使用する業務用の機械は、次に掲げる装置を設けた構造であること。
 - (ア) 排液中のテトラクロロエチレンの濃度を排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1に定める許容限度以下とするための排液処理装置
 - (イ) 脱臭工程におけるテトラクロロエチレンの蒸気をできる限り回収し、再利用するための蒸気回収装置
 - ク 蒸留残さ物等テトラクロロエチレンを含む汚染物は、アからオまでに定めるところに準じ、適正に保管すること。

（営業者の届出）

第五条 クリーニング所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

○クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）

（営業者の届出）

第一条の三 法第五条第一項の規定による開設の届出は、次の事項を記載した届出書を、開設地を管轄する都道府県知事（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては市長又は区長。第二項、第二条の二、第二条の三及び第二条の四において同じ。）に提出することによつて行うものとする。

- 一 クリーニング所の名称
- 二 クリーニング所の所在地
- 三 クリーニング所開設の予定年月日

- 四 クリーニング所の構造及び設備の概要
- 五 営業者（管理人を置いたときは、その管理人を含む。）の氏名、本籍及び生年月日又は名称並びに住所
- 六 従事者中にクリーニング師のある場合には、その本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号
- 七 従事者数
- 八 洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、その旨
- 九 法第三条第三項第五号に規定する洗たく物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨

○クリーニング業法施行細則（昭和31年愛媛県規則第58号）

（診断書の添付）

第2条 省令第1条の3第1項及び第2項に規定する届出書には、法第9条に規定する者につき、伝染性の疾病の有無に関する医師の診断書を添えなければならない。

2 法第5条第3項の規定による変更の届出が、省令第1条の3第1項第5号及び第6号並びに第2項第6号及び第7号の変更に係るものであるときは、前項の規定に準ずるものとする。

（添付文書）

第二条 前条第一項及び第二項の届出をする営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、同条第一項及び第二項の届出に、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

- 一 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- 二 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
- 三 従事者数
- 四 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名